

## 社会資本総合整備計画の事後評価書(案) についての意見募集(パブリックコメント)

### ■ 目的

社会資本総合整備計画「あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進(重点計画)」の実施事業の完了に伴い、目標の実現状況などの事後評価書(案)がまとまりましたので広く意見を募集します。

### ■ 社会資本総合整備計画について

我孫子市では、国の財政支援制度「社会資本整備総合交付金」を活用して公共下水道の整備を進めています。この支援を受けるにあたっては、「社会資本総合整備計画」を策定し、これに基づいて事業を実施し、計画期間の終了時には、事業の進捗状況や評価指標の最終目標値の実現状況について、事後評価を実施することとされています。

今回のパブリックコメントは、社会資本総合整備計画の事後評価の実施にあたり、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、市民の皆様の意見をお聞きするものです。

### ■ 公表期間及び閲覧場所

**期間** 令和7年7月1日(火曜日)から7月31日(木曜日)まで

**場所** 市のホームページのほか、以下の場所でも閲覧できます。

下水道課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアピスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、各近隣センター、我孫子市民図書館湖北台分館及び布佐分館

### ■ 意見の提出方法及び期限

提出にあたっては、備え付けのパブリックコメント意見書に「住所」、「氏名」、「パブリックコメント件名」を明記し次のいずれかの方法で提出してください。口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

①下水道課へ郵送 ②下水道課へFAX ③ちば電子申請サービス ④下水道課の窓口へ持参 ⑤閲覧場所の窓口へ提出(各近隣センター、市民プラザ、湖北地区公民館は備え付けの意見書投函箱に投函)してください。

**提出期限** 令和7年7月31日(木曜日)(必着)

**提出先・問い合わせ** 〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地  
我孫子市役所 下水道課 経営係 TEL:04-7185-1111(内線584)  
FAX:04-7185-8013

### ■ いただいたご意見への対応

提出された意見と意見に対する市の考え方を、ホームページ及び上記の閲覧場所で公表します。また、意見に基づき内容を修正したときは、修正内容も公表します。

なお、提出された個々の意見に対して直接回答はいたしませんので、ご了承ください。



社会資本総合整備計画 事後評価書

計画の名称	あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進（重点計画）												
計画の期間	令和03年度～令和07年度（5年間）								重点配分対象の該当	○			
交付対象	我孫子市												
計画の目標	下水道整備により、安全・安心・快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	1,440	A	1,440	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C／（A+B+C+D）	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R03	R05	R07
1	整備面積を1,331ha（R03初）から1,368ha（R07末）に増加させることにより、下水道処理人口普及率を84.7%（R03初）から87.2%（R07末）に増加させる。			
	下水道処理人口普及率	85%	86%	87%
	下水道を利用できる人口（人）／総人口（人）			

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
下水道事業	A07-001	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	北部第2処理分区の污水幹 線整備（未普及解消）	污水管 φ=300～250mm L=1, 24 2m	我孫子市	■	■	■	■	■	560	—	
	A07-002	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	北部第4処理分区の污水幹 線整備（未普及解消）	污水管 φ=300～250mm L=167m	我孫子市		■	■	■		45	—	
	A07-003	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	第4処理分区の污水枝線整 備（未普及解消）	污水管 φ=200mm L=790m	我孫子市		■	■	■	■	132	—	
	A07-004	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	第5処理分区の污水枝線整 備（未普及解消）	污水管 φ=250～200mm L=2, 86 9m	我孫子市	■	■	■	■	■	325	—	
	A07-005	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	第10処理分区の污水枝線 整備（未普及解消）	舗装復旧工事	我孫子市	■					1	—	
	A07-006	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	北部第4処理分区の污水枝 線整備（未普及解消）	污水管 φ=200mm L=701m	我孫子市				■	■	64	—	

A 基幹事業

基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
下水道事業	A07-007	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	北部第7処理分区の污水枝 線整備（未普及解消）	污水管 φ=200mm L=2,611m	我孫子市	■	■	■	■	■	313	—	
											小計						1,440		
											合計						1,440		

事後評価

○事後評価の実施体制、実施時期

事後評価の実施体制

事後評価の実施時期

内部評価により実施した事後評価（案）に対し、市民の意見を反映させるため、パブリックコメントによる意見募集を行う。

令和7年7月

公表の方法

我孫子市ホームページに掲載

○事業効果の発現状況

定量的指標に関連する  
交付対象事業の効果の発現状況

下水道未普及地区において計画的な下水道整備を進めたことで、下水道を利用可能な人口が増加し、下水道処理人口普及率が84.7%（R3当初）から85.3%に上昇した。

定量的指標以外の交付対象事業の  
効果の発現状況（必要に応じて記述）

○特記事項（今後の方針等）

引き続き下水道未普及地区において計画的な下水道整備を進め、安全・安心・快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。

○目標値の達成状況		
番号	指標（略称）	
	目標値／実績値	目標値と実績値に差が出た要因
1	最終目標値	87%
	最終実績値	85%
		R7年度から別の計画に移行したこと、優先順位の見直しにより未執行となった事業があることから、計画策定当初より事業量が減少したことにより、新たに整備することで下水道を利用可能になる人口が当初の想定より減少し、下水道処理人口普及率の実績が目標値を下回った。



社会資本総合整備計画事後評価書（案）の  
パブリックコメントに係る参考資料

令和7年7月

我孫子市 下水道課

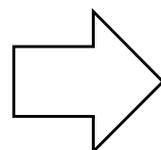
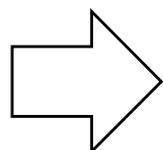
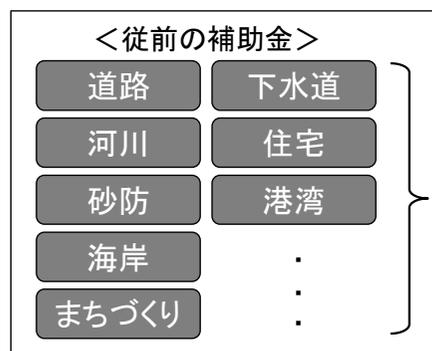
## 【資料一覧】

- 資料1 社会資本整備総合交付金制度の概要  
(国土交通省ホームページより)
- 資料2 社会資本総合整備計画「あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進（重点計画）」
- 資料3 計画の定量的指標の根拠
- 資料4 社会資本総合整備計画「あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進（重点計画）」の事業進捗状況
- 資料5 交付対象事業の概要
- 資料6 我孫子市社会資本総合整備計画事後評価実施要領
- 資料7 社会資本整備総合交付金交付要綱  
(国土交通省ホームページより)

# 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

資料1 社会資本整備総合交付金制度の概要  
(国土交通省ホームページより)

- ◇ **社会資本整備総合交付金**は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ **防災・安全交付金**は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



**社会資本整備総合交付金**  
(成長力強化や地域活性化等につながる事業)

令和3年度予算	: 6,311億円
令和4年度予算	: 5,817億円
令和5年度予算	: 5,492億円
令和6年度予算	: 5,065億円
令和7年度予算	: 4,874億円

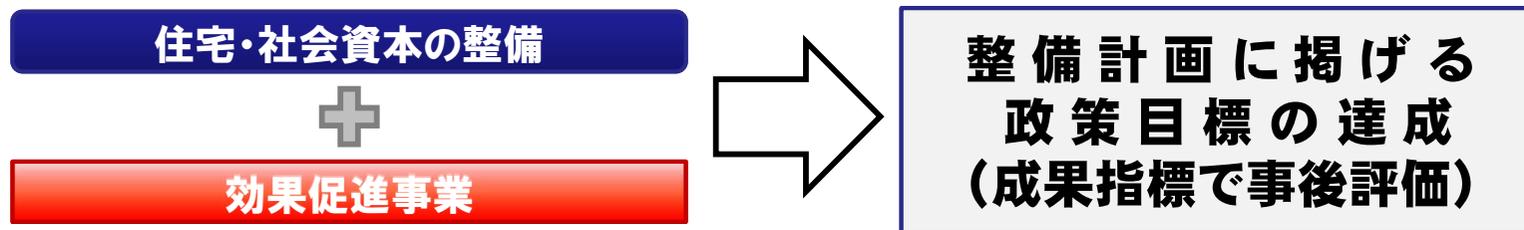
**防災・安全交付金**  
(「命と暮らしを守るインフラ再構築」、「生活空間の安全確保」を集中的に支援)

令和3年度予算	: 8,540億円
令和4年度予算	: 8,156億円
令和5年度予算	: 8,515億円
令和6年度予算	: 8,707億円
令和7年度予算	: 8,470億円

## 両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の17事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

# 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業



## 住宅・社会資本の整備

## 効果促進事業

### 基幹事業

### 効果促進事業

- 道路
- 港湾
- 河川
- 砂防
- 上下水道
- 海岸
- 都市公園
- 市街地
- 住宅
- 住環境整備
- 地域公共交通再構築 等

- 計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
- 全体事業費の2割目途

#### (社会資本整備総合交付金の例)

- ・産業・観光振興等による活力ある地域の形成  
例) 都市公園の整備      例) 港湾施設の整備

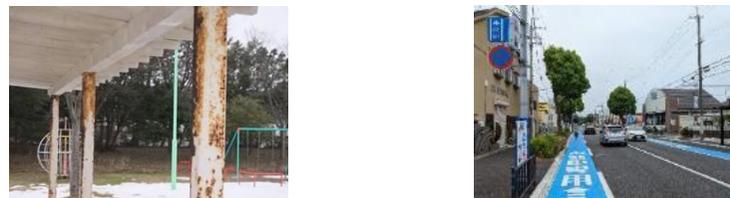


- ・民間投資を誘発する取組  
例) PFI等を活用した下水汚泥固形燃料化施設等の導入



#### (防災・安全交付金の例)

- ・インフラ老朽化対策  
例) 公園施設の改修
- ・生活空間の安全確保  
例) 自転車通行空間の整備



- ・事前防災・減災対策  
例) 流域治水対策(風水害・土砂災害への対策)

#### (社会資本整備総合交付金の例)

- ・観光情報の発信(観光案内情報板の整備、観光PR等)  
例) 観光案内情報板の整備
- ・社会実験(シェアサイクル、道路の歩行者優先化等)
- ・計画検討・策定(住生活基本計画等)



#### (防災・安全交付金の例)

- ・ハザードマップの作成・活用  
例) ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、防災訓練の実施  
例) 防災訓練の実施
- ・災害時のための資機材整備(マンホールトイレ、可搬式ポンプ、災害用井戸等)
- ・遊具の修繕



※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

計画の名称	あびこのうらおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進（重点計画）												
計画の期間	令和03年度～令和07年度（5年間）										重点配分対象の該当	○	
交付対象	我孫子市												
計画の目標	下水道整備により、安全・安心・快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	1,440	A	1,440	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 R03	中間目標値 R05	最終目標値 R07
1	整備面積を1,331ha（R03初）から1,368ha（R07末）に増加させることにより、下水道処理人口普及率が84.7%（R03初）から87.2%（R07末）に増加させる。 下水道処理人口普及率 下水道を利用できる人口（人）／総人口（人）	85%	86%	87%

●計画期間が令和3年度から令和7年度までであるにもかかわらず、令和6年度で計画が終了となった理由は次のとおりです。

従前より、下水道未普及解消事業は、重点配分対象事業として実施してきましたが、令和5年度末で我孫子市の汚水処理人口普及率が95%を超えたことにより、令和7年度事業から重点配分対象から外れたため、重点配分対象でない整備計画に移行しました。これにより、重点配分対象の本整備計画が令和6年度をもって終了したことから、その事後評価を行うものです。

※1 汚水処理人口普及率とは、行政人口に対する下水道・合併浄化槽・コミュニティプラント等による処理人口の割合です。

※2 重点配分対象事業とは、国土交通省が優先的に取り組むべきものとして、一定の要件を設けて設定した、重点的に交付金が措置される事業です。  
下水道未普及解消事業においては、アクションプラン（市で定める整備計画）に基づくこと、汚水処理人口普及率が95%以下であることが要件とされています。

本計画で定める事業の実施によって達成を目指す指標です。

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業

基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
下水道事業	A07-001	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	北部第2処理分区の污水幹 線整備（未普及解消）	污水管φ=300～250mm L=1,24 2m	我孫子市	■	■	■	■	■	560	—	
	A07-002	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	北部第4処理分区の污水幹 線整備（未普及解消）	污水管φ=300～250mm L=167m	我孫子市		■	■	■		45	—	
	A07-003	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	第4処理分区の污水枝線整 備（未普及解消）	污水管φ=200mm L=790m	我孫子市		■	■	■	■	132	—	
	A07-004	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	第5処理分区の污水枝線整 備（未普及解消）	污水管φ=250～200mm L=2,86 9m	我孫子市	■	■	■	■	■	325	—	
	A07-005	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	第10処理分区の污水枝線 整備（未普及解消）	舗装復旧工事	我孫子市	■					1	—	
	A07-006	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	北部第4処理分区の污水枝 線整備（未普及解消）	污水管φ=200mm L=701m	我孫子市				■	■	64	—	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">                     地区ごとに実施する事業内容、実施期間、事業費等を定めています。                      例えば、番号A07-001の事業「北部第2処理分区の污水幹線整備（未普及解消）」では、                      令和3年から令和7年にかけて560百万円の事業費で、污水管を1,242m整備することとして                      います。                 </div>																			

A 基幹事業

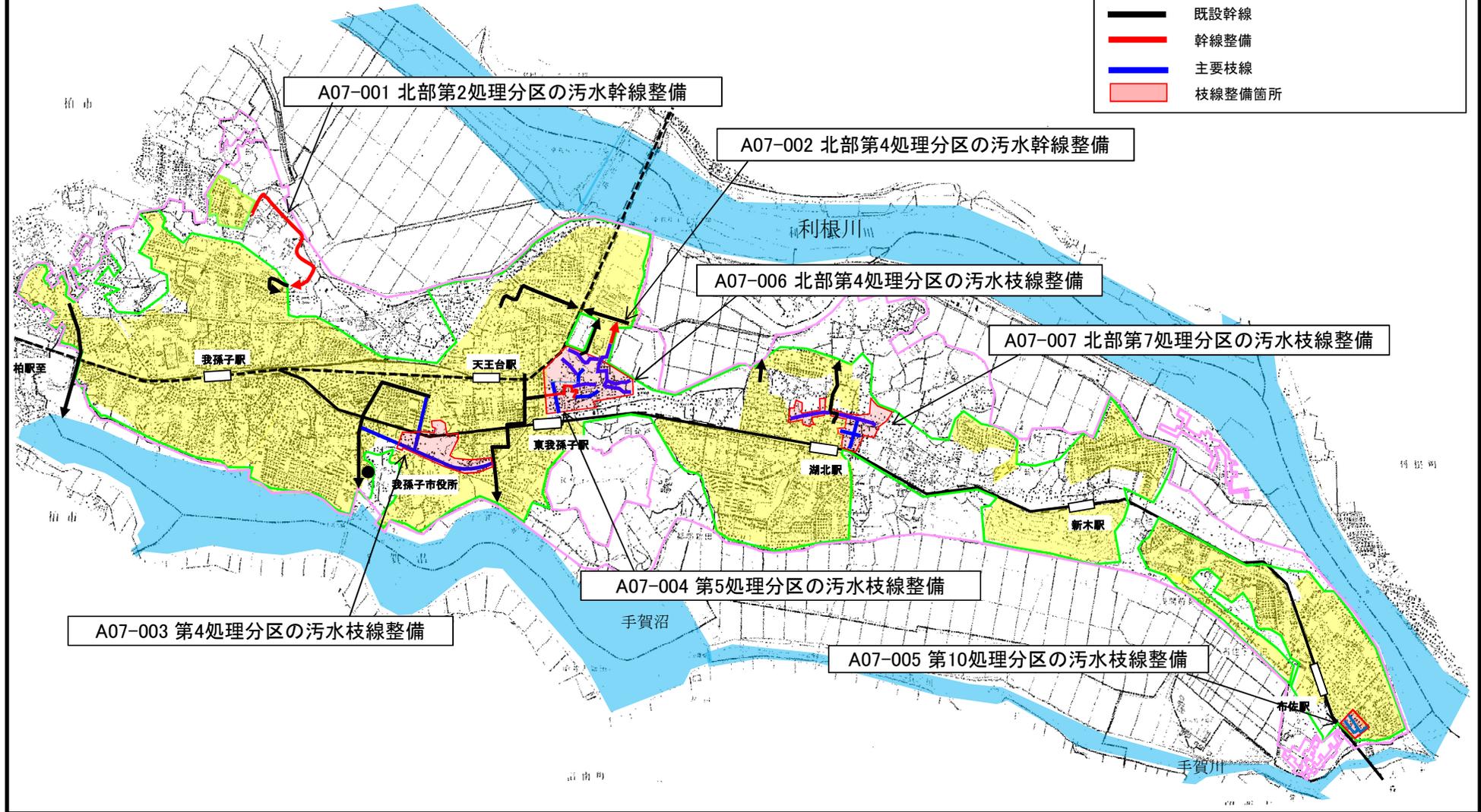
基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
下水道事業	A07-007	下水道	一般	我孫子市	直接	我孫子市	管渠（ 污水）	新設	北部第7処理分区の污水枝 線整備（未普及解消）	污水管 φ=200mm L=2,611m	我孫子市	■	■	■	■	■	313	—	
											小計						1,440		
											合計						1,440		

# 社会資本総合整備計画（重点計画）

計画の名称	あびこのうらおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進（重点計画）		
計画の期間	令和03年度 ～ 令和07年度（5年間）	交付対象	我孫子市

## 【未普及解消】

凡 例	
	全体計画区域
	下水道法による事業計画区域
	既整備区域
	既設幹線
	幹線整備
	主要枝線
	枝線整備箇所



A07-001 北部第2処理分区の污水幹線整備

A07-002 北部第4処理分区の污水幹線整備

A07-006 北部第4処理分区の污水枝線整備

A07-007 北部第7処理分区の污水枝線整備

A07-004 第5処理分区の污水枝線整備

A07-003 第4処理分区の污水枝線整備

A07-005 第10処理分区の污水枝線整備

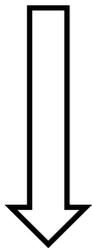
# 計画の定量的指標の根拠

資料3

## ◆指標

区 分	現況値 (令和3年度当初)	目標値 (令和7年度末)
下水道処理人口普及率	84.7%	87.2%

R3(当初) 下水道を利用できる人口 110,944人／総人口(人) ※ 131,018人 = 84.7%



以下、6処理分区等において污水管整備事業(未普及解消事業)を実施

- ・第4処理分区
- ・第5処理分区
- ・第10処理分区
- ・北部第2処理分区
- ・北部第4処理分区
- ・北部第7処理分区

R7(目標) 下水道を利用できる人口 109,280人／総人口(人) ※ 125,290人 = 87.2%

R6(実績) 下水道を利用できる人口 111,978人／総人口(人) 131,254人 = 85.3%

(111,978人 - 110,944人 = 1,034人の増)

※令和2年3月時点の人口推計値



社会資本総合整備計画「あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進(重点計画)」の事業進捗状況

資料4

種別	事業番号	区分	要素事業名	事業内容(延長、面積等)		事業実施期間(年度)					事業費(百万円)	
				計画	実績	R3	R4	R5	R6	R7	計画	実績
汚水	A07-001	工事(新設)	北部第2処理分区の汚水幹線整備(未普及解消)	管渠整備 φ300~250mm L=1,242m	管渠整備 φ300~250mm L=1,031m R7以降も引き続き整備	工事	工事	工事	工事		560.0	424.8
汚水	A07-002	工事(新設)	北部第4処理分区の汚水幹線整備(未普及解消)	管渠整備 φ300~250mm L=167m	→優先順位等の見直しにより未執行						45.0	0.0
汚水	A07-003	工事(新設)	第4処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	管渠整備 φ200mm L=790m	→優先順位等の見直しにより未執行						132.0	0
汚水	A07-004	工事(新設)	第5処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	管渠整備 φ250~200mm L=2,859m	管渠整備 φ200~100mm L=1,605m R7以降も引き続き整備	工事	工事	工事	工事		325.0	265.5
汚水	A07-005	工事(新設)	第10処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	舗装復旧工事	舗装復旧 A=780㎡ 事業完了	工事					1.0	4.3
汚水	A07-006	工事(新設)	北部第4処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	管渠整備 φ200mm L=701m	→優先順位等の見直しにより未執行						64.0	0.0
汚水	A07-007	工事(新設)	北部第7処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	管渠整備 φ200mm L=2,611m	管渠整備 φ200mm L=1,166m R7以降も引き続き整備	工事	工事	工事	工事		313.0	213.9
計											1440.0	908.5

令和7年度から別の整備計画へ移行

※事業費の計画値は計画策定当初の見込み額です。

— … 実施期間(計画)  
 — … 実施期間(実績)



## A07-001 北部第 2 処理分区の污水幹線整備（未普及解消）

（久寺家 1、2 丁目地区）

## 1. 概 要

久寺家 1、2 丁目地区は、S40 年代に民間開発された住宅街であり、污水処理は、地区内にある污水中継ポンプ場から久寺家処理場へ圧送し処理しています。開発完了から 50 年以上経過しており、久寺家処理場の老朽化が著しく、早期に公共下水道へ切り替える必要があります。このことから、久寺家 1、2 丁目地区の污水を公共下水道へ接続する污水幹線を整備しています。

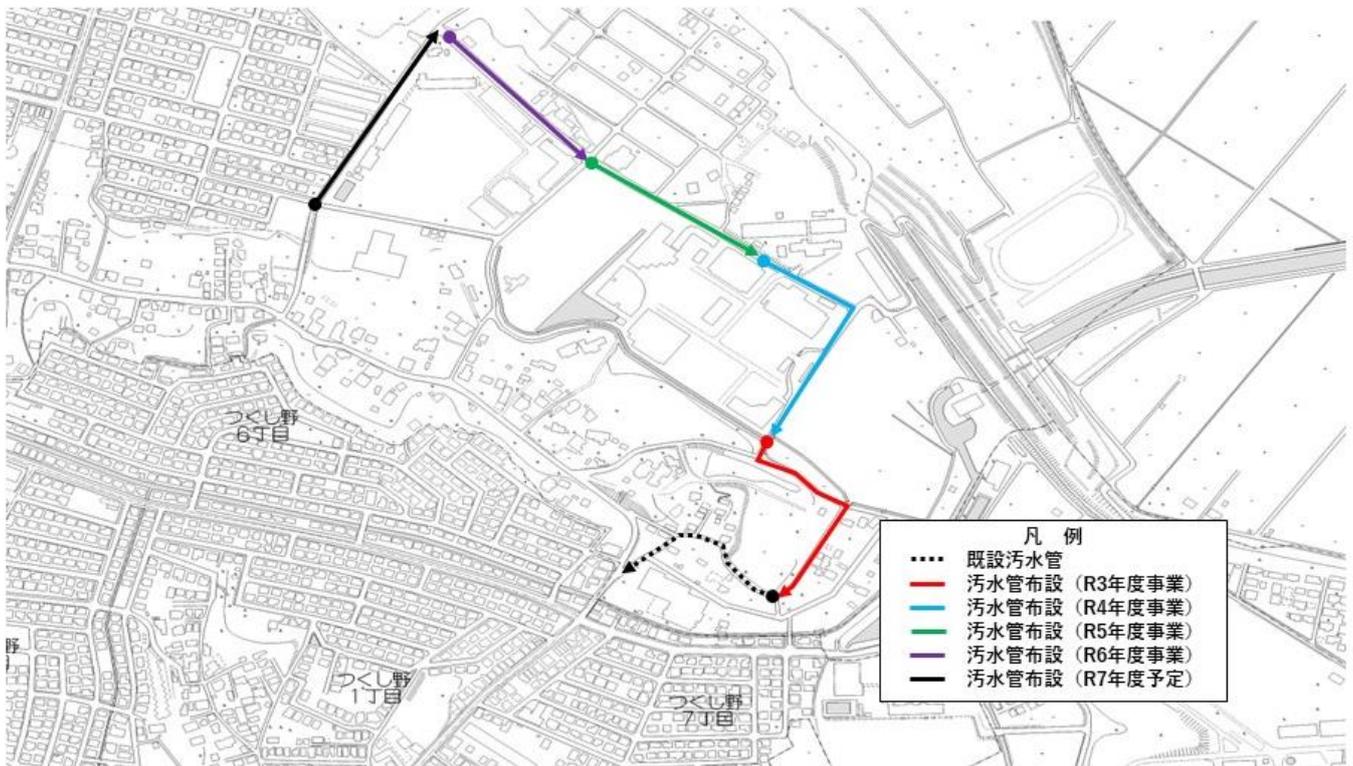
★R3～6 年度に污水管布設工事を行いました。

## 2. 事業内容 (R3～R6)

事業概要：污水管布設工事  $\phi 300 \sim 250$  L=1031m

事業費：424,810,100 円(国費 191,855,850 円)

## 3. 箇所図



# A07-004 第5処理分区の污水枝線整備（未普及解消）

（下ヶ戸西側地区）

## 1. 概要

下ヶ戸西側地区は、土地区画整理事業により宅地造成された地区で、住宅が密集しており整備費用対効果が高い地区です。前計画から継続して事業を進めております。

**★R3～6年度に污水管布設工事及び舗装復旧工事を行いました。**

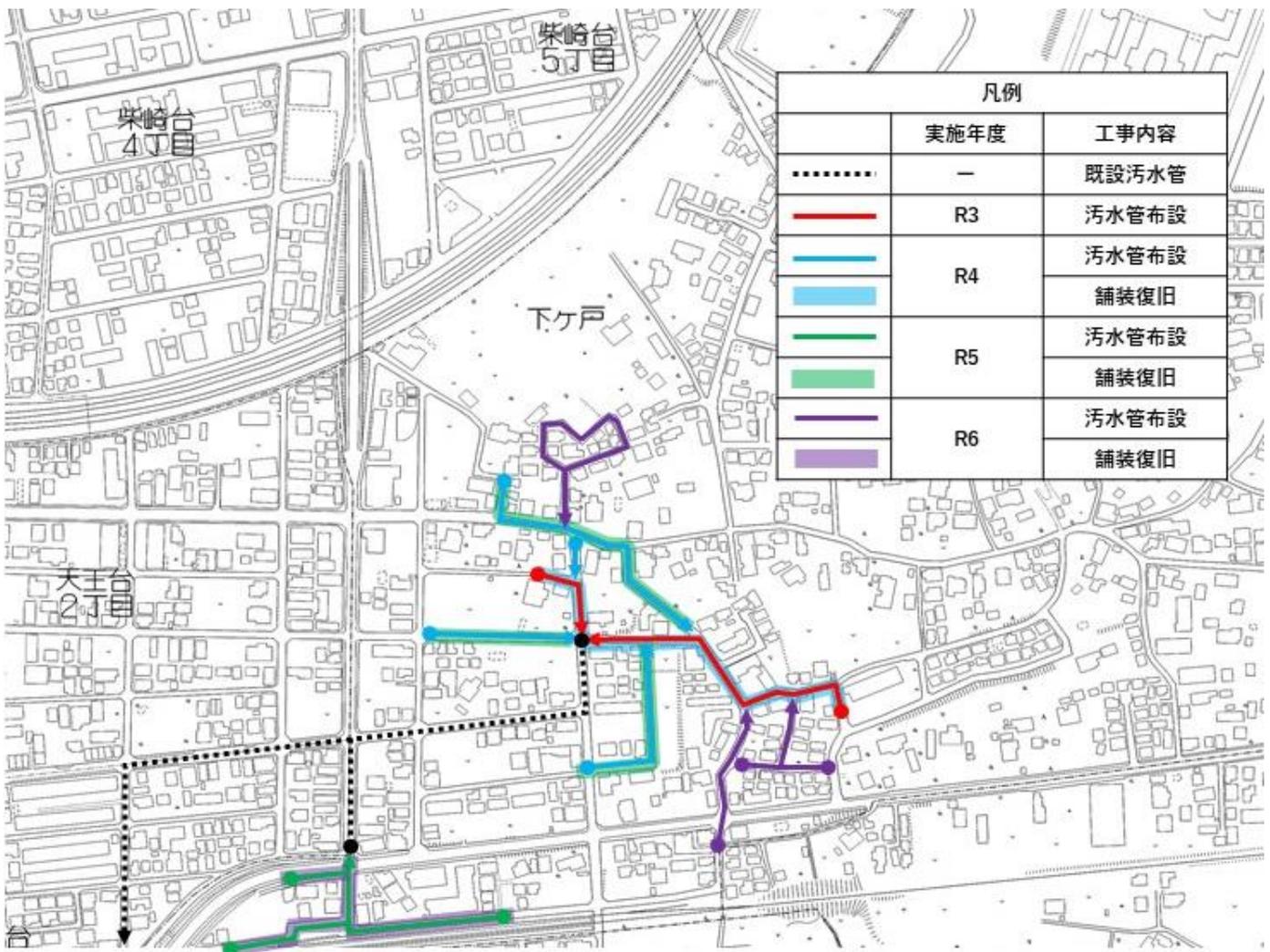
## 2. 事業内容（R3～R6）

事業概要： 污水管布設工事  $\phi 200 \sim 100$  L=1,605m

舗装復旧工事 A=5,407 m<sup>2</sup>

事業費： 265,470,700円（国費 99,351,350円）

## 3. 箇所図



# A07-005 第 10 処理分区の汚水枝線整備（未普及解消）

（布佐駅東側地区）

## 1. 概 要

布佐駅東側地区では、住宅が密集しており整備費用対効果が高い地区で、県道千葉竜ヶ崎線の建設に伴い、一部未整備の区域について整備しました。この事業は、前計画で整備した下水道本管に関する路面の舗装復旧を行うものです。

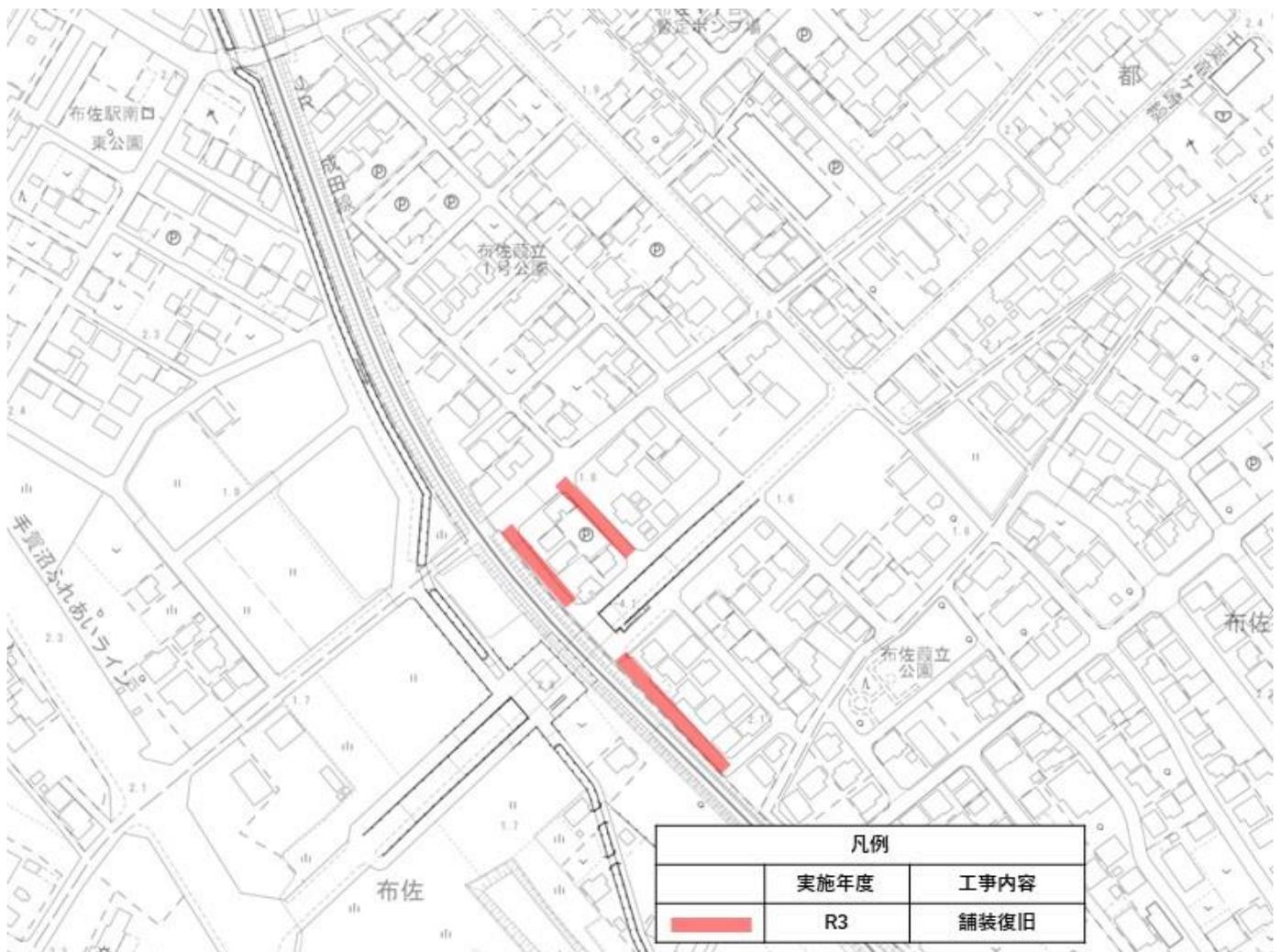
**★R3 年度に舗装復旧工事を行いました。**

## 2. 事業内容 (R3)

事業概要： 舗装復旧工事 A=780 m<sup>2</sup>

事業費： 4,345,000 円 (国費 260,500 円)

## 3. 位置図



# A07-007 北部第7処理分区の污水枝線整備（未普及解消）

（中峠・中里地区）

## 1. 概要

中峠・中里地区は、湖北駅至近で住宅が密集しており、整備費用対効果が高く、また、湖北駅北口駅前広場の新設に伴い利便性・快適性が向上し、地域住民だけでなく、市内外からの利用者の増加が見込まれている地区です。前計画から継続して工事を行っています。

**★R3～6年度に污水管布設工事及び舗装復旧工事を行いました。**

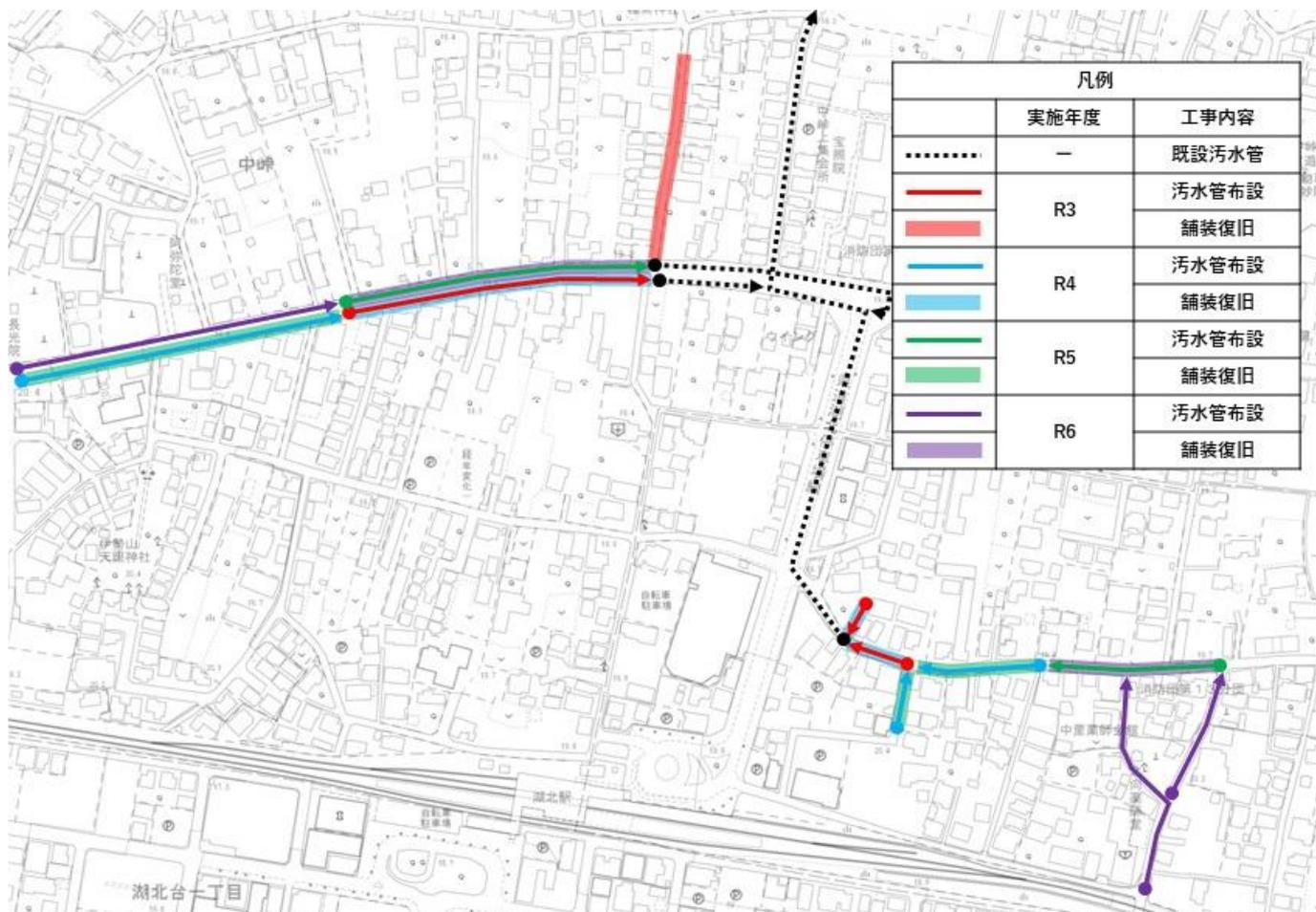
## 2. 事業内容（R3～R6）

事業概要： 污水管布設工事  $\phi 200$  L=1,166m

舗装復旧工事 A=3,036  $m^2$

事業費： 213,919,200円（国費 90,222,300円）

## 3. 位置図



## 我孫子市社会資本総合整備計画事後評価実施要領

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日国官会第 2317 号国土交通事務次官通知。以下「国要綱」という。）第 8 第 1 項の規定により市が作成した社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）について、国要綱第 10 第 1 項の規定により当該整備計画期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

## (評価の実施時期)

第 2 条 事後評価の実施時期は、整備計画期間の終了後又は整備計画期間の最終年度中とする。

## (評価事項)

第 3 条 事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業（国要綱第 3 第 3 号に規定する要素事業をいう。以下同じ。）の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 評価指標の最終目標値の実現状況
- (4) 今後の方針

## (意見の聴取)

第 4 条 市長は、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するため、事後評価の案について、我孫子市パブリックコメント手続実施要綱（平成 18 年告示第 22 号）に基づき、パブリックコメントを実施し、市民から意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定によるほか、必要に応じ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関又は学識経験者等の第三者の意見を聴くことができる。

3 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の事後評価手法について、別に定めがある場合は、前 2 項の規定は適用しない。

## (今後の方針の決定)

第5条 市長は、今後の方針を決定するに当たっては、前条の規定により提出され、又は聴取した意見を可能な限り考慮するものとする。

(公表)

第6条 市長は、市ホームページ等を活用し、事後評価の結果を公表するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

## 社会資本整備総合交付金交付要綱

平成 22 年 3 月 26 日 制 定  
令和 7 年 3 月 31 日 最終改正

## 第 1 通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

## 第 2 目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

## 第 3 定義

## 一 社会資本整備総合交付金

第 2 に定める目的を達成するため第 8 に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

## 二 交付対象事業

第 6 に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

## 三 要素事業

社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業又は社会資本整備円滑化地籍整備事業をいう。

## 四 交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公

共団体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

#### 第4 交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

#### 第5 交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

#### 第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

##### 一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業）
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 水道（水道施設の新設、増設又は更新に関する事業）・下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）
- ⑧ その他総合的な治水事業
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第2

- 2号。以下「都市再生法」という。)第46条第1項の都市再生整備計画(以下単に「都市再生整備計画」という。)に基づく事業等)
- ⑪ 広域活性化事業(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。)第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画(以下「広域活性化計画」という。)に基づく事業及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の離島振興計画に基づく事業等)
  - ⑫ 都市公園・緑地等事業(都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業)
  - ⑬ 市街地整備事業(土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業)
  - ⑭ 都市水環境整備事業(良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業)
  - ⑮ 地域住宅計画に基づく事業(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。)第6条第1項の地域住宅計画(以下単に「地域住宅計画」という。)に基づく事業等)
  - ⑯ 住環境整備事業(良好な居住環境の整備に関する事業)
  - ⑰ 地域公共交通再構築事業(地域公共交通ネットワークの再構築に関する事業)
- ロ 防災・安全交付金事業(社会資本総合整備計画の目標(命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。)の実現(以下「防災・安全対策」という。)のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。)
- ① 道路事業(一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
  - ② 港湾事業(港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
  - ③ 河川事業(一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業)
  - ④ 砂防事業(砂防工事に関する事業)
  - ⑤ 地すべり対策事業(国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業)
  - ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業(急傾斜地崩壊防止工事に関する事業)
  - ⑦ 水道(水道施設の新設、増設又は更新に関する事業)・下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事

- 業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)
- ⑧ その他総合的な治水事業（総合流域防災対策事業のうち統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業のうち海岸環境整備事業及び海域浄化対策事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生整備計画に基づく事業等のうち、地域の防災性の向上を図る事業に限る。）  
（⑪については欠番）
  - ⑫ 都市公園・緑地等事業（地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備に関する事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業のうち都市防災推進事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業のうち、下水道関連特定治水施設整備事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域住宅計画に基づく事業等のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業のうち、市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）

## 二 関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

### イ 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第15号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。以下同じ。）に掲げる事業（各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）に掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定めるそれぞれの基幹事業としての交付対象要件を満たさないもの、維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項各号に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業（第1号（公営住宅法（昭和26年法律第19

3号)第2条第2号に規定する公営住宅に限る。以下同じ。)から第3号までに掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定める基幹事業としての交付対象要件を満たさないものを除く。)

ロ 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業等(次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額(都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業(都市再生法第46条第2項第3号、地域住宅法第6条第2項第2号又は広域活性化法第5条第2項第3号の事業等をいう。))を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額)は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。)

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
- ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
- ③ レクリエーションに関する施設の整備事業
- ④ 附属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等

ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項に規定する地籍調査であつて、社会資本整備の円滑化に資するもの

## 第7 単年度交付限度額

- 1 交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付限度額(以下「単年度交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = (A + B + C + D)$$

ここで、A、B、C、Dは、それぞれ

A：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

B：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

C：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

D：社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。また、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする（「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき実施するものを除く。）。なお、単年度交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅲ編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

$A_j$ ：要素事業  $j$  の当該年度の事業費（事務費は除く。以下同じ。）

$\alpha_j$ ：要素事業  $j$  に係る国費率

$l$ ：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業である要素事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

$B_j$ ：要素事業  $j$  の当該年度の事業費

$\beta_j$ ：要素事業  $j$  に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は  $1/2$ 。）

$m$ ：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業である要素事業の数

$$C = \sum_{j=1}^n (\gamma_j \times C_j)$$

$C_j$ ：要素事業  $j$  の当該年度の事業費

$\gamma_j$ ：要素事業  $j$  に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は  $1/2$ 。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。）

$n$ ：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業である要素事業の数

$$D = \sum_{j=1}^p (\phi_j \times D_j)$$

$D_j$  : 要素事業  $j$  の当該年度の事業費

$\phi_j$  : 要素事業  $j$  に係る国費率

$p$  : 社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業である要素事業の数

- 2 社会資本整備総合交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第9第2項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、社会資本総合整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。
- 3 前項の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 4 地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業においては、当該地方公共団体が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前三項の規定を適用する。

## 第8 社会資本総合整備計画の提出等

- 1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。
  - 一 計画の名称
  - 二 計画の目標
  - 三 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
  - 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
  - 六 老朽化対策を行う事業（この要綱において、附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合においては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況
  - 七 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法第2

条第2項各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第2項第1号から第3号までに掲げるものも含む。以下この号において同じ。）の費用便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。）

八 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

九 交付対象事業の執行状況に関する事項

十 その他必要な事項

2 社会資本総合整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること

二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること

三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること

四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること

五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること

六 第1項第7号の規定により費用便益比を算出する基幹事業以外の事業や、費用便益比のみでは事業の効果を適切に表現できない事業について、その事業によって期待される効果等を記載するよう努めること

3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

## 第9 交付申請等

1 地方公共団体等は、毎年度、社会資本総合整備計画に定められた交付対象事業のうち当該地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

2 国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除き、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

## 第10 社会資本総合整備計画の評価

- 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

## 第11 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

## 第12 社会資本整備総合交付金の経理

交付金事業者及び第11の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

## 第13 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、社会資本整備総合交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第14 その他

この要綱に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金の交付に必要な事

項は、別に定める。

## 第15 雑則

- 1 この要綱の施行の際、現に国に提出されている第8第1項各号の計画事項に相当する事項を含む計画で次に掲げるもの（以下「特定計画」という。）については、当該計画の計画期間に限り、その提出をもって同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなす。
  - 一 都市再生整備計画
  - 二 地域住宅計画
  - 三 広域活性化計画
  - 四 みなと振興計画
  - 五 地域活力基盤創造計画
  - 六 都市公園等統合補助事業計画
  - 七 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画
  - 八 古都保存事業計画
  - 九 緑地保全等事業計画
  - 十 緑地環境整備事業計画
  - 十一 津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
  - 十二 海岸耐震対策緊急事業計画
- 2 社会資本整備に関する地方公共団体等に対する国土交通省所管の従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業（基幹事業に該当するものに限る。以下「従前の補助事業等」という。）であって、平成22年度も継続して行おうとするもの（以下「継続事業」という。）のうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成22年度予算に限り、第8第1項に規定する社会資本総合整備計画を国に提出しない場合であっても、従前の補助事業等に係る通知、要綱等（以下「旧要綱」という。）の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金を交付できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
(旧要綱の失効)
- 2 旧要綱は、この要綱の施行の日に、その効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分については、この限りではない。  
(経過措置)
- 3 災害対策等緊急事業推進費取扱要領（平成 23 年 3 月 31 日付け国計調第 40 号国土計画局長通知）の別表 1 及び別表 2 に定める災害対策等緊急事業推進費を使用して行う事業、北海道特定地域連携事業推進費取扱要領（平成 20 年 4 月 1 日付け国北参第 1 - 2 号北海道局長通知）の別表に定める北海道特定地域連携事業推進費を使用して行う事業及び沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費取扱要領（平成 22 年 7 月 26 日付け沖振第 383 号内閣府沖縄振興局長通知）の別表に定める沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費を使用して行う事業については、旧要綱は、なおその効力を有する。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で平成 21 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 5 旧要綱に基づき国に提出され、又は国の承認、同意等を受けた計画等は、それぞれ相当するこの要綱に基づく計画等で、この要綱に基づき国に提出され、受理されたものとみなす。
- 6 第 2 項の規定により効力を失う前の旧要綱の規定に基づくみなと振興計画に記載された提案事業は、要綱本編第 6 第 2 号ロに規定する社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業等とみなしてこの要綱を適用する。

附 則 （平成 22 年 11 月 26 日付け国官会第 1630 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 11 月 29 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 3 月 31 日付国官会第 2625 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日付け国官会第 2626 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号口括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 23 年 7 月 1 日付け国官会第 873 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた率並びに附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた額については、改正後の要綱附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号及び附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により住宅局長が定めたものとみなす。

附 則 （平成 23 年 11 月 21 日付け国官会第 1964 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 12 月 27 日付け国官会第 2259 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 4 月 6 日付け国官会第 3283 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号口括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については平成 24 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更及び沖縄振興公共投資交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 24 年 12 月 4 日付け国官会第 2205 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 2 月 26 日付け国官会第 2911 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第一号口並びに同規定に係る附属第 I 編、第 II 編及び第 III 編の規定は、平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）（以下「平成 24 年度補正予算」という。）に係る事業から適用する。
- 3 平成 24 年度補正予算を充てて実施する事業においては、要綱本編第 6 第一号に規定する基幹事業又は同第二号に規定する関連事業が、平成 23 年度予算に係る地域自主戦略交付金の創設又は平成 24 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更に伴い、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされたもの（沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業を除く。）であって

も、これを交付対象事業とみなして社会資本整備総合交付金を充てて実施することができる。この場合、交付対象事業及び国費の算定方法については、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）附属編に定めるところによるものとする。

- 4 前項の場合において、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされた事業が現に社会資本総合整備計画に記載されていないときであって、かつ、社会資本総合整備計画に記載することが著しく困難と認められるときは、平成24年度補正予算を充てて実施する事業を明らかにした事業実施計画を提出することで、社会資本総合整備計画に記載されたものとみなして前項の規定を適用することができるものとする。
- 5 要綱本編第6第二号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、要綱第6第一号ロに規定する防災・安全交付金事業の実施に係る変更に伴う変更前及び変更後の社会資本総合整備計画に記載された効果促進事業に係る事業費及び全体事業費により算定することができる。

附 則 （平成25年5月15日付け国官会第297号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年5月15日から施行する。  
（地域自主戦略交付金交付要綱の廃止）
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）は廃止する。  
（経過措置）
- 3 この要綱の施行日前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則 （平成26年2月6日付け国官会第2581号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 （平成26年3月28日付け国官会第3212号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年8月1日付け国官会第693号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 （平成 26 年 12 月 24 日付け国官会第 2249 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 2 月 3 日付け国官会第 2705 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 4 月 9 日付け国官会第 99 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成 28 年 3 月 31 日までの間、要綱本編第 8 第 1 項第 6 号及び第 4 項の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日付け国官会第 4197 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の要綱本編第 8 第 1 項第 7 号及び第 9 号に掲げる事項については、平成 29 年 3 月 31 日までの間（第 7 号に掲げる事項については、平成 28 年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは平成 30 年 3 月 31 日までの間）、整備計画に記載することを要しない。

附 則 （平成 28 年 9 月 1 日付け国官会第 1477 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 10 月 7 日付け国官会第 1771 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日付け国官会第 4354 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第 6 第 2 号イ及び附属第 III 編第 2 章第 1（2）ロの規定の適用については、当該計画の計画期間内に

限り、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)又は(ロ)に該当する復興事業等として実施する道路事業の国費率については、改正後の附属第Ⅲ編第1章イ第1-(1)表1-(1)-2、附属第Ⅲ編第1章ロ第1-(1)表1-(1)-2及び附属第Ⅲ編第2章第2(2)表1-(1)-3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年4月26日付け国官会第347号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則 (平成29年6月15日付け国官会第712号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日付け国官会第25号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 附則(平成29年3月31日付け国官会第4354号)第2項は廃止する。

附 則 (平成30年7月13日付け国官会第3676号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月15日から施行する。

附 則 (平成30年10月23日付け国官会第14448号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

附 則 (平成31年2月7日付け国官会第18577号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日付け国官会第22339号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日付け国官会第24306号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月9日付け国官会第18067号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日付け国官会第29901号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月4日付け国官会第14940号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月7日から施行する。ただし、附属第Ⅲ編第2章第3(1)の改正規定は、令和2年9月29日から施行する。

附 則 (令和3年1月28日付け国官会第21238号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日付け国官会第27233号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日付け国官会第28955号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月14日付け国官会第11620号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則 (令和3年8月5日付け国官会第12408号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

附 則 (令和3年12月17日付け国官会第16066号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日付け国官会第23929号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月15日付け国官会第7532号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

附 則 (令和4年11月17日付け国官会第14191号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

附 則 (令和4年11月30日付け国官会第14807号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月2日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日付け国官会第24463号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年度までに国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた住宅・建築物省エネ改修推進事業についての改正前の附属第Ⅲ編第1章イ-15-(1)、イ-16-(20)、ロ-15-(1)、ロ-16-(20)の規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和5年5月19日付け国官会第1274号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附 則 (令和5年9月22日付け国官会第16027号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第6第2号イ及び附属第Ⅲ編第2章第1(2)の規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。

附 則 (令和5年11月29日付け国官会第18600号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

附 則 (令和6年1月25日付け国官会第20455号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日付け国官会第26991号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月7日付け国官会第15591号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月8日から施行する。

附 則 (令和6年12月17日付け国官会第17149号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月17日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日付け国官会第25830号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。